



## ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

問

福祉課 保険年金係 ☎92-7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 ☎81-3315

### ■ 高額医療・高額介護合算制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

**支給対象：**各医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯

**支給額：**医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から下表の【世帯の負担限度額（令和元年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

#### 【世帯の負担限度額（令和元年度分）】

| 後期高齢者医療保険又は<br>国民健康保険（70～74歳）<br>+ 介護保険 |       | 国民健康保険（70歳未満）<br>+ 介護保険 |       |
|---|-------|-------------------------|-------|
| 課税所得<br>690万円以上                         | 212万円 | 所得が901万円を<br>超える        | 212万円 |
| 課税所得 380万円以<br>上 690万円未満                | 141万円 | 所得が600万円を<br>超え 901万円以下 | 141万円 |
| 課税所得 145万円以<br>上 380万円未満                | 67万円  | 所得が210万円を<br>超え 600万円以下 | 67万円  |
| 一般（注1）                                  | 56万円  | 所得が<br>210万円以下          | 60万円  |
| 低所得Ⅱ（注2）                                | 31万円  | 住民税非課税世帯                | 34万円  |
| 低所得Ⅰ（注3）                                | 19万円  |                         |       |

注1：一般とは、課税所得が145万円未満で、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方です。

注2：低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯の方です。

注3：低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯の方で、世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の方です。

※8月から翌年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※所得区分は、基準日（7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

基準日（7月31日）現在、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、2月下旬に申請の案内を送付しますので、福祉課保険年金係まで申請してください。なお、下記に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

#### 合算対象期間（令和元年8月～令和2年7月）に、

- ・転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方
- ・他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

#### 【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】 次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年3月31日まで（入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで）

※終期が延長になりました。

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。

## お手元の案内をご確認ください

## 年金生活者支援給付金の請求はお早めに

問 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

福祉課 保険年金係 ☎92-7934

年金生活者支援給付金について、令和2年8月分から新たに支給対象となる方へ、日本年金機構から10月以降に、請求手続きの案内が送られています。

案内が届いた方は、2月1日までに日本年金機構へ請求書が届くよう、お早めに提出をお願いします。

期日までに提出されなかった場合、令和3年3月分以降の支給となり、令和2年8月分から令和3年2月分までの年金生活者支援給付金を受け取ることができません。

有料広告

ご存知ですか？  
**健康保険で  
自宅や施設で受けられる  
リハビリ  
マッサージ**

業界  
店頭  
No.1

訪問マッ  
サージとは

国家資格を持った施術家  
ご自宅や施設まで  
出張出張が出来ます。

最近、  
体が痛いから、  
寝ている人に  
マッサージして  
もらいたい

このような悩みがありませんか？  
そんな時、KEIROWが！

でも…  
又は足が  
不自由だから  
治療院に通うのは  
心配だわ…

お身体でお困りの方が  
いつでも

訪問マッ  
サージとは

（あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師）が  
お伺いします。

1 KEIROWは  
訪問マッサージや  
訪問鍼灸を  
行っています！

2 医師の同意書が  
あれば、  
健康保険適用！

3 国家資格を持つ  
施術家が担当  
だから安心！

いらっしゃいましたら、  
ご連絡ください。

お問い合わせ・無料体験は

**KEIROW 筑紫野ステーション**

**0120-408-401**

TEL : 092-408-4260 FAX : 092-408-4261

〒818-0603  
福岡県筑紫野市桜台2丁目21-8エトウビル1号

7 広報きやま R3.1.15